

# with

いっしょに

NO.306

令和4年1月発行



## 九頭龍神社新宮

平成12年元旦、湖水祭斎場の聖地たる箱根神社御社殿横に建立されたお社。

箱根神社との両社参りもすぐに叶います。

令和3年11月には、拝殿天井に中野嘉之画伯揮毫の水墨画「九頭龍」が奉安されました。

住所：足柄下郡箱根町元箱根 80-1

- 新年のご挨拶
- 新会員紹介・今後の事業活動スケジュール
- 事業フォトグラフィー
- 交際費 代表取締役の個人的消費が否か
- 労働基準監督署からのお知らせ
- 小田原税務署からのお知らせ
- 日本政策金融公庫からのお知らせ
- 小田原県税事務所からのお知らせ
- 地元のスポーツクラブを応援しよう！
- 小学生の「税」の写真展
- コロナ感染、重症化からの生還
- ふれあいいいんふおめーしょん

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



<http://www.odawara-hojinkai.com>

# — 新春のお慶びを申し上げます —

小田原税務署長  
渡邊精一



新年明けましておめでとうござい  
ます。  
令和4年の年頭に当たり、公益社団法人小田原法人会の皆様方に、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。  
旧年中は新型コロナウイルス感染症の影響により様々な活動が制約される中、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、消費税インボイス制度につきましては、法人会独自の説明会を多数開催して

いた  
さ  
て、ま  
も  
な  
く  
令  
和  
3  
年  
分  
の  
所  
得  
税  
等  
の  
確  
定  
申  
告  
の  
時  
期  
を  
迎  
え  
ま  
す。  
新  
型  
コ  
ロ  
ナ  
ウ  
イ  
ル  
ス  
感  
染  
症  
に  
よ  
り、  
昨  
年、  
一  
昨  
年  
と  
確  
定  
申  
告  
期  
間  
が  
延  
長  
さ  
れ  
て  
お  
り  
ま  
し  
た  
が、  
本  
年  
は  
従  
来  
ど  
お  
り  
3  
月  
15  
日  
ま  
で  
と  
な  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。  
新  
型  
コ  
ロ  
ナ  
ウ  
イ  
ル  
ス  
感  
染  
症  
は  
収  
束  
の  
兆  
し  
を  
見  
せ  
つ  
つ  
あ  
り  
ま  
す  
が、  
引  
き  
続  
き、  
感  
染  
防  
止  
の  
観  
点  
か  
ら  
で  
き  
る  
限  
り  
来  
署  
を  
避  
け、  
ご  
自  
宅  
か  
ら  
パ  
ソ  
コ  
ン・  
ス  
マ  
ホ  
を  
利  
用  
し  
た  
e・  
T  
a  
x  
を  
是  
非  
ご  
利  
用  
し  
た  
だ  
く  
よ  
う  
お  
願  
い  
し  
た  
し  
ま  
す。  
ま  
た、  
本  
年  
1  
月  
か  
ら  
改  
正  
電  
子  
帳  
簿  
保  
存  
法  
が  
施  
行  
さ  
れ  
て  
お  
り  
ま  
す。  
制  
度  
の  
円  
滑  
な  
導  
入  
に  
向  
け、  
昨  
年  
か  
ら  
取  
り  
組  
ん  
で  
お

り  
ま  
す  
消  
費  
税  
イン  
ボ  
イス  
制  
度  
に  
対  
す  
る  
周  
知・  
広  
報  
と  
と  
も  
に、  
積  
極  
的  
に  
取  
り  
組  
ん  
で  
ま  
い  
り  
た  
い  
と  
考  
え  
て  
お  
り  
ま  
す  
の  
で、  
引  
き  
続  
き  
御  
協  
力  
を  
賜  
り  
ま  
す  
よ  
う  
改  
め  
て  
お  
願  
い  
申  
し  
上  
げ  
ま  
す。  
結  
び  
に  
当  
たり、  
新  
し  
い  
年  
が  
公  
益  
社  
団  
法  
人  
小  
田  
原  
法  
人  
会  
の  
皆  
様  
の  
御  
繁  
栄  
の  
年  
と  
な  
り  
ま  
す  
よ  
う、  
心  
か  
ら  
祈  
念  
い  
た  
し  
ま  
し  
て、  
年  
頭  
の  
挨拶  
と  
さ  
せ  
て  
い  
た  
だ  
き  
ま  
す。

(公社)小田原法人会  
会長 神戸洋一



明  
け  
ま  
し  
て  
お  
め  
で  
と  
う  
ご  
ざ  
い  
ま  
す。  
皆  
様  
に  
お  
か  
れ  
ま  
し  
て  
は、  
健  
や  
か  
に  
新  
年  
を  
お  
迎  
え  
の  
事  
と  
心  
よ  
り  
お  
慶  
び  
申  
し  
上  
げ  
ま  
す。

昨  
年  
を  
振  
り  
返  
つ  
て  
み  
ま  
す  
と、  
7  
月  
以  
降、  
感  
染  
力  
の  
強  
い  
デ  
ル  
タ  
株  
が  
猛  
威  
を  
振  
る  
い、  
こ  
れ  
ま  
で  
に  
な  
い  
速  
さ  
で  
感  
染  
が  
拡  
大。  
緊  
急  
事  
態  
宣  
言  
や「  
ま  
ん  
延  
防  
止  
等  
重  
点  
措  
置  
」  
が  
延  
長・  
拡  
大  
さ  
れ、  
景  
気  
の  
悪  
化  
に  
追  
い  
打  
ち  
を  
か  
け  
ま  
し  
た。  
ワ  
ク  
チ  
ン  
接  
種  
の  
普  
及  
と  
と  
も  
に  
新  
規  
感  
染  
者  
は  
減  
少  
し  
て  
い  
き  
ま  
し  
た  
が、  
依  
然  
と

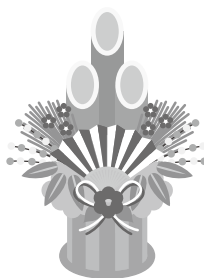
し  
て  
予  
断  
を  
許  
さ  
な  
い  
状  
況  
に  
変  
わ  
り  
は  
あ  
り  
ま  
せ  
ん。  
一  
方、  
紆  
余  
曲  
折  
あ  
り  
ま  
し  
た  
が、  
東  
京  
オ  
リ  
ン  
ピ  
ッ  
ク・  
パ  
ラ  
リ  
ン  
ピ  
ッ  
ク  
が  
開  
催  
さ  
れ、  
連  
日、  
私  
た  
ち  
に  
感  
動  
と  
興  
奮  
を  
も  
た  
ら  
し  
て  
く  
れ  
ま  
し  
た。

さ  
て、  
最  
近「  
イン  
ボ  
イス  
」  
と  
い  
う  
言  
葉  
を  
見  
る  
機  
会  
が  
多  
い  
か  
と  
思  
い  
ま  
す  
が、  
令  
和  
5  
年  
10  
月  
1  
日  
よ  
り  
イン  
ボ  
イス  
制  
度  
が  
導  
入  
さ  
れ  
ま  
す。  
ま  
だ  
先  
の  
こ  
と  
の  
よ  
う  
に  
思  
わ  
れ  
ま  
す  
が、  
制  
度  
が  
ス  
タ  
ー  
ト  
す  
る  
日  
か  
ら  
適  
格  
請  
求  
書  
を  
発  
行  
す  
る  
た  
め  
に  
は、  
令

和  
5  
年  
3  
月  
31  
日  
ま  
で  
に  
納  
税  
地  
を  
所  
轄  
す  
る  
税  
務  
署  
に  
登  
録  
申  
請  
書  
を  
提  
出  
し、  
適  
格  
請  
求  
書  
発  
行  
事  
業  
者  
に  
な  
る  
必  
要  
が  
あ  
り  
ま  
す。  
登  
録  
申  
請  
の  
受  
付  
は、  
昨  
年  
の  
10  
月  
1  
日  
よ  
り  
始  
ま  
つ  
て  
お  
り  
ま  
す  
の  
で、  
そ  
の  
時  
に  
な  
つ  
て  
慌  
て  
な  
い  
よ  
う、  
早  
め  
に  
対  
応  
さ  
れ  
る  
こ  
と  
を  
お  
勧  
め  
い  
た  
し  
ま  
す。  
当  
会  
と  
し  
て  
も、  
全  
て  
の  
会  
員  
企  
業  
に  
影  
響  
が  
あ  
る  
こ  
と  
か  
ら、  
セ  
ミ  
ナ  
ー  
を  
開  
催  
し  
て  
お  
り  
ま  
す  
の  
で、  
是  
非  
と  
も  
ご  
参  
加  
頂  
け  
れ  
ば  
幸  
い  
で  
す。

新  
た  
な  
変  
異  
株  
が  
世  
界  
各  
地  
で

確  
認  
さ  
れ  
て  
お  
り、  
警  
戒  
感  
が  
強  
ま  
つ  
て  
お  
り  
ま  
す  
が、  
今  
年  
こ  
そ  
は、  
会  
員  
の  
皆  
様  
を  
は  
じ  
め  
小  
田  
原  
税  
務  
署  
又  
関  
係  
団  
体  
の  
皆  
様、  
地  
域  
の  
皆  
様  
と  
対  
面  
で「  
密  
」  
に  
交  
流  
を  
図  
つ  
て  
い  
け  
た  
ら  
嬉  
し  
く  
思  
い  
ま  
す。  
結  
び  
に  
あ  
た  
り、  
皆  
様  
の  
ご  
繁  
栄  
と  
ご  
健  
勝  
を  
心  
よ  
り  
祈  
念  
い  
た  
し  
ま  
し  
て、  
新  
年  
の  
ご  
挨拶  
と  
さ  
せ  
て  
い  
た  
だ  
き  
ま  
す。



# 新会員紹介コーナー

令和3年7月30日～11月29日（敬称略）

※新入会員7社の内、情報公開に同意された2社を掲載しております。

| ★足柄支部     |       |       |                |              |
|-----------|-------|-------|----------------|--------------|
| (有)箕島建築   | 箕島健太郎 | 建設業   | 大井町金手3-4       | 0465-82-3547 |
| ★湯河原・真鶴支部 |       |       |                |              |
| (有)成田建築   | 成田満治  | 総合建設業 | 湯河原町吉浜2029-171 | 0465-62-0080 |

## 今後の事業活動スケジュール〈令和4年1月～年3月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

| 日 時 |        | 行 事 名       | 場 所                                       | 対 象 |
|-----|--------|-------------|-------------------------------------------|-----|
| 1月  | 17日（月） | 10:00～12:00 | セミナー「労務管理の基本と実務」<br>おだわら市民交流センター<br>UMECO | 法人  |
|     |        | 14:00～16:30 |                                           |     |
|     | 28日（金） | 14:30～16:00 | 決算法人説明会（1月決算法人対象）                         | 法人  |
| 2月  | 2日（水）  | 14:30～16:00 | セミナー「電子帳簿保存法・インボイス」                       | 法人  |
|     |        | 14:00～16:30 | おだわら市民交流センター<br>UMECO                     | 法人  |
|     | 9日（水）  | 14:00～16:30 | 新設法人説明会                                   | 法人  |
| 3月  | 16日（水） | 14:00～16:30 | 決算法人説明会（2月決算法人対象）                         | 法人  |
|     |        | 14:00～16:30 | おだわら市民交流センター<br>UMECO                     | 法人  |
|     | 18日（金） | 14:00～16:30 | 決算法人説明会（3月決算法人対象）                         | 法人  |

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止または延期になる可能性があります。

※「決算法人説明会」及び「新設法人説明会」は先着順の事前申し込み制です。

## 税力レンダー（国税関係） 納付期限を守りましょう。

|    |             |                     |              |
|----|-------------|---------------------|--------------|
| 1月 | ◆源泉所得税      | ・12月支払分の納付期限        | 令和4年1月11日（火） |
|    |             | ・7～12月支払分（特例）の納付期限  | 令和4年1月20日（木） |
|    | ◆法人税及び地方法人税 | ・11月末決算法人の確定申告と納付期限 | 令和4年1月31日（月） |
|    |             | ・5月末決算法人の中間申告と納付期限  |              |
| 2月 | ◆消費税及び地方消費税 | ・11月末決算法人の確定申告と納付期限 | 令和4年2月10日（木） |
|    | ◆源泉所得税      | ・1月支払分の納付期限         |              |
|    | ◆法人税及び地方法人税 | ・12月末決算法人の確定申告と納付期限 |              |
|    |             | ・6月末決算法人の中間申告と納付期限  |              |
|    | ◆消費税及び地方消費税 | ・12月末決算法人の確定申告と納付期限 | 令和4年2月28日（月） |

## コラム

### 昔はもつと寒かった

フリーランスライター・藤木順平

先に行われた衆院選挙、各党の政策のひとつに「脱炭素社会」というのがあった。二酸化炭素の排出量を抑え、「地球温暖化」を抑制しようというわけ。悪の権化と化した二酸化炭素だが、空気中には0.03～0.04%しか含まれていない。それゆえ温暖化は二酸化炭素のせいではないとの声もあるが、歴史的な経緯で見ると「二酸化炭素濃度が高い時代は例外なく気温が高かった」ことが明らかなので。

手元にこんな資料がある。日本の最高気温のトップ10のうち1位から9位までが2000年代に記録されたことがわかった。最低気温のトップ10はすべて1900年代。とくに1位（マイナス4度）は1902年で120年前とずいぶん古い。映画にもなった「八甲田雪中行軍遭難事件」は、ちょうどこの頃に起こったものである。

「北京で蝶が羽ばたくと、ニューヨークで嵐が起きる」という言葉がある。わずかな動きが次から次へと影響を及ぼし、果ては計り知れない現象が起こるかもしれない。氷河の減少、永久凍土の融解。これらが少しずつ進み、ある時「破局的温暖化現象」が起こったかどうか？ 政治家・財界人、ここは頭を冷やして考えてほしい。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

# 令和3年度 納税表彰式



11月17日(水)小田原税務署にて、団体の活動を通じて納税道義の高揚に功績があったとして、役員6名に対して表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

## ●小田原税務署長表彰

小川和夫氏

(有)ケーオーハウジング

高部伸一氏 (株)高部金属

鍵和田均氏 (有)足柄工務店

## ●小田原税務署長感謝状

鈴木省三氏 (株)鈴木電機

井上勝典氏 (株)井上

西島庸吉氏

神奈川パークス(株)

また、長年にわたり、国税の申告、納税、租税の教育等に尽力・貢献したとして、石村前会長が東京国税局長表彰を受彰されました。

## ●東京国税局長表彰

石村隆生氏

奥箱根観光(株)



## ●第35回法人会全国青年の集い「佐賀大会」

11月26日(金)

参加者11名



## 〈はまぎん〉創業サポートパック

創業期のお客さまをサポートする、さまざまなメニューで応援します！  
お申し込みは、最寄りの横浜銀行の本支店窓口で承ります。

創業支援デスク  
「創業個別相談会」

創業時の事業計画や必要な資金に関するご相談をお受けします。  
フリーダイヤル 0120-58-4580  
時間 9:00～17:00

※一部の支店・出張所では取り扱いをしていません。



●税制改正要望活動（税制委員会）

全国法人会総連合で取りまとめられた「令和4年度税制改正に関する提言」を牧島衆議院議員、管内2市7町の首長に提出しました。



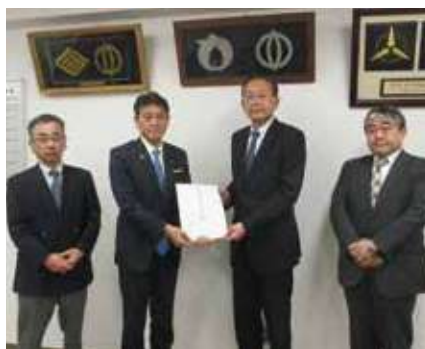
11月18日 松田町長



11月18日 大井町長



11月22日 南足柄市長



11月19日 湯河原町長



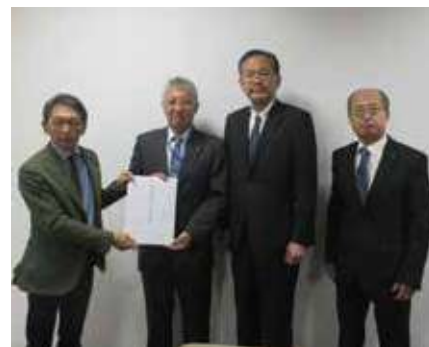
11月18日 山北町長



11月24日 小田原市長



11月22日 中井町長



11月22日 開成町長



12月5日 牧島衆議院議員



11月29日 箱根町長

小田原法人会 提携商品  
はじめの一步から応援します！  
創業支援ローン スタート

**START**

※お申込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

金利・・・変動金利 年 2.0%  
金額・・・10 万円以上 1,000 万円以内  
融資新規取扱手数料 無料（通常 10,800 円）

事業資金の  
ご相談は...

TRiBank Sagami  
**さがみ信用金庫**

お客様サポートダイヤル 0120(426)614

## 交際費 代表取締役の個人的消費か否か ～実践税務調査～

税理士 牧野義博

### 事例1 「交際費は代表者の個人的な飲食費用」として給与課税されたもの

飲食代金につき、代表者は個人名義のクレジットカードで支払う一方、領収書には調査対象法人の名称を記載するように飲食店に依頼をしていました。

**調査官** 交際費勘定に記載された「〇〇〇」に対する支出が78回ありましたので反面調査を行ったところ、代表者が1人で行ったことが判明しており、その回数は69回に及んでいます。また、「〇〇〇」の担当ホステスが店舗が変わるたび、代表者は利用する店舗を変えています。決済はどのように行っていたのですか？

**代表者** 領収書がある程度たまると、当社が管理している金庫から現金を出金し、私が金銭出納帳に記帳した上で、領収書と金銭出納帳を経理担当者に渡しています。

**調査官** これらの交際費勘定は、事実認定の結果、あなたの個人的な飲食費用であったと認められ、調査対象法人の業務に関連した支出ではありません。あなたが接待交際費に係る費用でないことを十分認識しながら、飲食店に調査対象法人宛の領収書を発行させ、この金額を総勘定元帳の交際費勘定に計上したことは、帳簿書類の虚偽記載に該当しますので重加算税の対象となります。

**代表者** この支出は、私が飲食店へ1人で行った際の支出ではなく、友人や仕事等で知り合った者を接待したもので、交際費です。

**調査官** そうですか。では、それを立証してください。

**代表者** ……。

### 事例2 代表者1名で行った飲食の費用を交際費と認めなかった国税当局の処分が取り消されたもの

税務調査を受け、「交際費勘定に計上した費用は損金に算入されない」として法人税の修正申告をしたところ、「代表者の個人的な飲食の費用を損金に算入したのは隠ぺい又は仮装の事実があった」として重加算税を賦課してきました。

代表者は当初、この飲食費用は調査対象法人の業務に関連した支出ではないと回答し、国税当局の質疑応答記録書に署名・押印をしていましたが、国税不服審判所では、この質疑応答記録書は事実と反しており、実際には、個人的な飲食に係る金額ではなく、全て交際費である旨答弁しました。

国税不服審判所では、次のように裁決をしています。

- ・飲食店の勘定明細書の内、「人数」欄に「1名」と記載のあるものが14件認められるものの、飲食店の全ての利用が代表者の個人的な飲食であることを裏付ける証拠は認められない。
- ・代表者は飲食代の全てが個人的なものであると回答しているが、その内容は、本件各飲食代金について概括的に述べたものであり、個々の支出について言及したものではなく、具体性が乏しい上、その内容を裏付ける客観的証拠は認められない。従って、本件各飲食代金について、個人的な費用であることを代表者が認識しながら、交際費勘定として計上したとは認められないから、仮装の事実を認めるにたる証拠もないので重加算税の賦課は取り消すべきである。

【筆者紹介】 牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。

## 事業主の皆様へ

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度※1や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度※2の導入が効果的です。

詳しくは、神奈川労働局雇用環境・均等部にお問い合わせください。



新しい働き方・休み方を  
実践するために  
**年次有給休暇を**  
上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

今日は  
お休みしています。  
この冬は  
リラックス、リラックス。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

- ※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。
- ※2 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

国税電子申告・納税システム

**e-Tax**

「e-Tax」なら  
国税に関する  
申告や納税、  
申請・届出などの  
手続きがインターネット  
で行えます。

電子申告で  
効率UP!

**納税にはダイレクト納付が  
便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して  
所得税及び復興特別所得税  
の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

**法人会**

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

間違い探し『国性爺合戦』の答え

- ①松の数（左上）      ②トラの耳の模様（中上）      ③鶴の羽の長さ（右上）  
④トラの足の裏の文字（左中）      ⑤トラの爪（右中）      ⑥服の丸い模様の数（中下）  
⑦軍配の向き（右下）



# 小田原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 ☎ 250-8511 小田原市荻窪 440 番地 ☎ 0465 (35) 4511 (代表)

社内の皆様に、ご紹介をお願いします。

## e - T a x 申 告 に つ い て

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

令和 4 年 1 月以降、スマホ等での e-Tax がさらに便利になります。所得税の確定申告をされる方（医療費控除や寄付金控除を受ける方など）は、ぜひ、ご自宅からのスマホ・パソコンでの e-Tax をご利用ください。

申告書の作成・送信は  
国税庁ホームページ から



確定申告

確定申告書等作成コーナーなら  
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



### 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



### 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データを利用  
して自動入力



### 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホで e-Tax !



### ポイント 1

スマホの  
カメラで  
給与所得の  
源泉徴収票  
の情報を  
自動入力！



### ポイント 2

マイナポータル  
連携（注）で  
自動入力  
される控除  
等の範囲が  
さらに拡大！

### ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費



### ポイント 3

作成方法は  
動画で  
チェック！



動画で見る確定申告



（注）マイナポータル連携とは、年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です（マイナンバーカードが必要です。ぜひ、マイナンバーカードをお取りください。）。

## 税務署の申告書作成会場

混雑（3密）回避のため、会場開設を早めていますが、できるだけ来署を避け、ご自宅からパソコン・スマホを使用した e-Tax をご利用ください。会場でも、ご自身のスマホを使用した申告を推奨しています。

| 開設期間                                                                                                                                         | 会場                                                                                 | 時間                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月1日(火)～3月15日(火)<br>※ 土、日及び祝日を除きます(ただし、2月20日(日)・27日(日)は開場)。<br>※ 還付申告をされる方は、2月1日の前でも相談を受け付けております。<br>※ 3月中は大変混雑しますので、できるだけ早め・2月中のご来署をお願いします。 | 小田原税務署<br>※ お車でのお来署はご遠慮ください。<br>【バスでのアクセス】<br>小田原駅西口から久野車庫・兎野原循環方面(2番のりば)乗車、税務署前下車 | 【受付】<br>午前8時30分から午後4時まで<br>※ 入場整理券を配付します。LINEによる事前発行をご利用ください(提出のみは不要)。当日、会場でも配付しますが、配付状況に応じて、受付を早く締め切り、後日の来場をお願いする場合があります。<br>【相談】<br>午前9時から午後5時まで |



事前発行はこちらから！

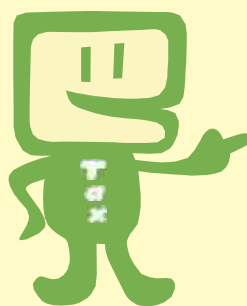
事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

登録申請  
受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録  
申請が必要です。



登録申請手続は、  
e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト (WEB版)」、「e-Taxソフト (SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき  
点などを解説します。また、チャット機能を利用  
した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで  
受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム  
ページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」を  
ご覧ください。

特設サイトへ▶



日本政策金融公庫  
小田原支店（国民  
生活事業）からの  
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もお取り扱いしております。

日本政策金融公庫小田原支店  
（国民生活事業）融資相談係  
☎0465（23）3175

新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内

新型コロナウイルス感染症特別貸付

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |                                             |                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| ご利用いただける方 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業績が回復し発展が見込まれる方<br>(1)最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少<br>(2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少<br>①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高<br>②令和元年12月の売上高<br>③令和元年10月～12月の平均売上高 | 資金のお使いみち        | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 |                            |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 融資限度額           | 別枠 8,000 万円                                 |                            |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 利率(年)<br>(注)    | 6,000 万円以下                                  | 当初3年間:0.32%<br>3年経過後:1.22% |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 | 6,000 万円超                                   | 1.22%                      |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                              | ご返済期間<br><据置期間> | 設備資金:20年以内 <うち5年以内><br>運転資金:15年以内 <うち5年以内>  |                            |

(注) 令和3年12月1日時点で適用される利率です（ご返済期間10年以下の場合）。

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。

|      |                                                          |                                                                                       |
|------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 場所   | 小田原箱根商工会議所会館6階 東京地方税理士会小田原支部事務局                          |  |
| 電話   | 0465-24-0195                                             |                                                                                       |
| 相談日時 | 毎週水曜日 13時30分～16時<br>※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。 |                                                                                       |
| 相談内容 | 税務相談・税務書類の書き方指導等。                                        |                                                                                       |



7つの  
間違い探し

\*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？  
(答えは13頁にあります)

【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。

現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

## 法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただきます

本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人の県民税・事業税の超過課税を実施してきました。

これまでスピーディーに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」は、今後も推進していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に推し進める必要があります。

そこで、このたび県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題である「災害に強い県土づくりの推進」や「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」を活用目的として、引き続き超過課税を実施させていただきます。

### ● 法人の県民税・事業税の超過課税の概要

#### 1 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用（5年間）

#### 2 税 率

県税ホームページ「県税便利帳」をご参照ください。

#### 3 中小法人に対する不均一課税

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税（法人税割）：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人

法人事業税：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人

### ● 超過課税を活用して推進する事業

#### 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

##### (1) 地域経済の活性化

- ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興

##### (2) 柔軟な経済構造の構築

- ・ 製造ライン変更やデリバリー販売への転向といったビジネスモデル転換への支援

#### 2 災害に強い県土づくりの推進

##### (1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
- ・ 治山・法面や林道の整備

##### (2) 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 「地震防災戦略」に基づく市町村が行う地震防災対策への支援や市街地の整備などの減災対策
- ・ 電線の地中化や防災行政通信網の再整備

##### (3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

##### (4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修

- ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定している県有施設等

#### 3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

お問合せ先は、

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話(045)210-1111(代表)

■超過課税の仕組みに関することについては

総務局財政部税制企画課(内線 2306)又は小田原県税事務所事業税課(電話(0465)32-8000)

■超過課税の活用に関することについては

総務局財政部財政課(内線 2266)

県税ホームページ

県税便利帳

検索



# 地元のスポーツクラブを応援しよう!



## SHONAN BELLMARE FUTSAL CLUB INFORMATION

### 暫定首位継続中！リーグ優勝に向け前進！



こんにちは!湘南ベルマーレフットサルクラブです。日本国内におけるフットサル最高峰リーグ『Fリーグ』。そのFリーグにここ小田原市をホームタウンとして参戦しているのが私たち湘南ベルマーレフットサルクラブです!ホームアリーナは小田原アリーナ!遠くまで足を運ばなくても皆さんの住んでいる地域でトップリーグのスポーツ観戦を楽しめます♪

11月末現在、2位名古屋オーシャンズとの試合数に差があるものの、暫定首位に位置付ける湘南ベルマーレ。厳しい試合スケジュールな中、絶対王者名古屋オーシャンズとの直接対決にホームで勝利するなど、タフな試合を続けています。"転んでも何度でも立ち上がり戦い続ける集団"が1試合1試合に100%のチカラを出し切り、邁進する姿は地域の方々へも届いているかと思います。ホームゲームはぜひ小田原アリーナへ足をお運びいただき、会場に来られない方は、スマートフォンアプリ「ABEMA」で全試合ライブ配信でご観戦いただけますのでぜひご自宅からも湘南ベルマーレフットサルクラブへの熱いご声援をよろしくお願いいたします!



## 小田原法人会スペシャルデーを 開催いたしました!

10月30日バスカドーラ町田戦にて小田原法人会様の冠試合「小田原法人会スペシャルデー」を開催させていただきました。試合開始前には小田原法人会の皆さまのPRタイムを開催し、試合後には湘南ベルマーレフットサルクラブの選手がコーチとあって親子フットサル教室を実施いたしました。



ホームゲームチケット購入は  
こちらから→



Fリーグテレビジョン1は  
ABEMAで全試合生中継!→



Bellmare

# 第19回 小学生の「税」の写真展

国税庁が定める「税を考える週間」（毎年11月11日～17日）の一環として、平成15年から始まった税の写真展。今回は、537点の力作が小田原税務署管内（2市8町）の子どもたちから寄せられ、ダイナシティウエストにて11月13日（土）、14日（日）の2日間にわたって開催いたしました。入賞作品は下記の通りです。（敬称略）



「二宮金次郎と税の地図帳」  
森井 奏太（3年）



「助け合う絆の蓋」

浅香 竜政（3年）



「コロナウイルスとたたかっています。」

近藤 彩百合（3年）



「便利に！ はこね金太郎ライン」

尾崎 稜介（6年）



「未来の道路をありがとう」

可児 蒼真（5年）



「寂静」

風田川 千咲（5年）

## 税務署長賞

「大きな安心・安全を  
ありがとう」  
下原 麻由（5年）



## 税理士会

### 小田原支部長賞

「警察署とパトカー」  
善波 竜生（3年）



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～  
かながわの中小企業を  
応援します



LINE  
友だち  
募集中



カナモ

随時ご相談をお受けしています  
小田原支店 TEL：0465(23)0138

# コロナ感染、重症化からの生還

50代で都内でコンサルタント業務を行っています。

細心の注意を払うも、5月にコロナウイルスに感染して重症化に陥り、一時は生死の間を彷徨い、今なお後遺症と戦い、就労もままならない状態にあります。

ワクチン接種後の米英中などの国々でウイルス変異株による感染の再拡大が伝えられる最近だけに、改めて、マスク着用はじめ感染防止対策への細心の注意を図られることを切に願い、私自身の発症から今に至るまでの闘病記を綴ります。

## 発病から入院まで

5月中旬の朝、39℃を超える発熱。抗原検査キットですぐに検査し、陰性でした。常にマスク着用、外食などは避け、できる限りの注意をし、検査も陰性だったので、感染は心配しませんでした。

翌日も熱は下がらず、日

曜日でしたが新型コロナ検査のできる病院を探して診察。抗原検査が陰性と伝えらる、「簡単にコロナにはならないから」と風邪薬を処方され、大丈夫と帰宅しました。

翌朝、自宅廊下で目が覚めました。意識を失ったようで、すぐに立ち上がれませんでした。

ただことではないと感じ、前日に診察を受けた病院に電話。大きな病院に行くよう指示され、総合病院にてPCR検査で陽性が判明しました。

病院から出ることは許されず、個室に隔離。熱によるだるさがある程度で、すぐに回復すると思っていましたし、医師からも「コロナは治療法がないけどどんな病気も治ると思った方が早く良くなるから前向きに」と、1〜2週間の入院で治るとの判断でした。

翌日、急に息苦しく起き

上がれず、血中酸素飽和度（血中の酸素の量）が急激に下がり、重症化に陥りました。医師が「人工呼吸器が必要な状態だが、この病院にはないのでこのままだと死にます。対応できる病院を探すので、転院しますか」と聞かれ、探していたきました。

やっと見つかった病院へビニールで包まれ、深夜、雨の中を救急車で運ばれました。

## 集中治療室

転院先に到着後、医師から「しっかり治しますので一緒に頑張りましょう」と言われ、多くの機器が設置された部屋ですぐに治療が開始。看護師の手際良さと医師の言葉を力強く感じながら、覚悟した瞬間でした。

3日間は、強めの酸素注入も改善せず、人工呼吸器をつけることに。助かる可能性は7〜8割だが、もし人工呼吸器でも改善しなければ、ECMO（体外式模型人工肺）となり、助かるのは5割となると説明があ

りました。

何かを判断できる状態ではなく、寝たま言われるまま、多くの同意書にサインをしました。力も入らず読める字ではなかったと思います。

この時は、死にたくないとか死ぬのが怖いとか考えられる状態でもありませんでした。

9日間の人工呼吸器で血中酸素飽和度が安定し、ECMOに移行せずに、人工呼吸器を外すことができました。意識は戻り、寝たきり状態が暫く続きましたが、著しく筋力が低下し、声もまったく出すことができませんでした。

人工呼吸器を外して8日後、医師が大きな声で「限定解除」と告げ、看護師の皆さんが拍手をして喜んでくれました。尋ねると、「もう人に感染することがなくなり、隔離対応が終了の許可が出た」ということでした。大きな山場を越えたと、嬉しさが込み上げてきました。

私は、いい患者ではあり

ませんでした。

その代表的な出来事は集中治療室のミトンです。

ミトンは沢山のチューブに繋がれ、精密な機器がいくつも中に入っています。

手の自由が奪われていることが恐ろしく、無理矢理に外したことが何度もありました。その度に看護師は着け直し、繰返し必要な意味を教えてくれました。

時には、一緒にいる時は外させてくれたり、安心できるものであることを理解させるために看護師も一緒に着けたりもしてくれました。

看護師はいつも優しく献身的で感謝しかありません。

今、こうして時系列に状況を記せるのは、看護師の方々が意識が戻った時に意識のなかった時のことを知るためにと、記録してくれていた日誌の内容です。

私の日々の様子が書かれ、悪い患者だったことは一言も書かれていないどころか、毎日、担当の看護師が「早くよくなりますように」と書いてありました。

## ★ 退院まで日々

準集中治療室へ移動。

介助付きですが、ベッドで体を起こせて、食事も点滴からペースト状の病院食に変わりましたが、基本的には寝たきりです。

6月半ば、一般病床に移動でき、少しずつのリハビリです。肺の状態が改善した訳ではなく、改善には治療薬がないため、自然治癒を待つだけです。

また、血中の酸素飽和度の正常な基準を維持に酸素吸入が不可欠で、常に鼻からチューブによる吸入でした。

後遺症は私の場合、食べ物に塩辛く感じたり、スマホの画面がペンキで塗られたような色に見えたり、身の回りのものが自分のものと認識できなかったりでした。

すぐに改善したものの、今も悩まされている後遺症が二つあります。ひとつは咳です。1日に何度か発作的に5分ほど咳こみ、非常に苦しいものでした。

もうひとつは右足の痛み。

原因は血栓で、膝を中心にチリチリと焼けるような痛みがあり、触れると強くしびれたような痛みが走りま

す。リハビリといっても、約1か月間も寝たきりだったため、筋力の低下が著しく、ほとんど動くことができません。

毎日、理学療法士と座ることから始め、立つ、歩くと徐々に訓練を進めました。

また、人工呼吸器による喉への影響で声が出ず、本の音読により発声訓練を繰り返し、柔らかいボールのようなものを握り、手や腕の体操を寝たまま行いました。リハビリ効果で、酸素吸入しながら、介助付きで食事やトイレ、シャワーなど日常行為を取り戻せていきました。

歩行器で100メートル程度は歩け、喉の状態も改善し声も出るようになりました。次第に、歩行器なしに短距離は歩いて、床からの立ち上がりや階段の登り降りも少しできるようにな

っていました。

この頃は回復後初めてのことが上手くできなくても、翌日にできるという積み重ねでした。

とはいえ、肺はまだ白い影が多く、酸素吸入を終えるには難しい状態でした。

酸素吸入でチューブが外れないと自由に動けません。リハビリで日常生活も何とかできそうで、安静時は健康だった頃と変わらな

いことが自信となり、強く退院を希望しました。

何より入院していても治療方法がある訳ではなく、安静にしているだけでは自宅と同じだと医師を説得し、入院から47日で退院しました。

## ★ 退院後の生活

退院して自分一人では何をするにもすごく大変で、改めて看護師のありがたみを感じていました。無理を言って退院したのはやはり早かったのか、あと1か月我慢して入院していなさいと医師に言われたことが正しかったのかと後悔をして

いました。

部屋に設けた酸素供給装置から家の中を動けるだけの長いチューブを付けての暮しで、移動するだけでも不便があります。

苦労はシャワー。もちろんシャワー中もチューブを付けたままで、服を脱いで、体を洗い、体を拭き、服を着る一連の動作も息も絶え絶えです。

ベッドで横になっっている時間より座って過ごす時間が少しずつ増え、生活行動も毎日の繰り返しで少しずつできるようになり、日常を取り戻せたのは退院から2か月後でした。

退院後も経過観察で通院を続け、レントゲンで肺の状態が概ね健康な状態と変わらな

いとして、酸素吸入を外す許可が出ました。

集中治療室からの脱出、退院、そして酸素チューブからの解放、これが3つめの大きな嬉しい変化でした。

次は、最後に残された完全復活。

チューブを外せて動きやすくなったのですが、体力

がないことに加え、動く度の咳こみです。肺の状態は改善し、咳はすぐに回復するので、自分の苦しさよりも周りに不快な思いをさせてしまうのではというのが一番のストレスです。

体力が回復し、駅の長い階段などを昇れ、電車やバスに咳こまずに乗れるようになれば、本当の完治だと思っています。

今は、2回のワクチンも終え、5か月を経て最後の1歩という所まで来たと思っています。

## ★ おわりに

闘病中に心の支えとなった家族、できる限りの医療を施して下さった医師、いつも優しく献身的だった看護師、突然の休業で迷惑をかけたにも関わらず退院後も取引を続けてくださるお客様、沢山の人のお陰で助かった命だと痛感しています。

言葉では言い表せないほど心からの感謝で、さらに人と世に役立っていききたい思いを強くしています。

# よい情報を提供します——ふれあい いんふおめーしょん

会員の皆様、会社・お店をPRしませんか！  
掲載は「無料」です！



**炭火焼肉ホルモン酒場 仙次郎 senjiro**

国府津で産声を上げた当店は、地元の皆様に愛していただき今年で10年目を迎えます。有難うございます。これからも食を通して、あらゆる事に感謝しながら、日々進化と最高の笑顔と元気、クオリティとコストパフォーマンスを追求し、お客様とスタッフの笑顔を創造していきます。

小田原駅徒歩3分。小田原おしゃれ横丁

**炭火焼肉ホルモン酒場 仙次郎**

電話：0465-44-4160 定休日：月曜  
営業時間 17:00～23:00 日・祝 16:00～22:00  
■全席禁煙 ■座席数56席（カウンター有、個室有り、全席半個室）  
神奈川県小田原市栄町2-1-2 1 権野ビル2階



**WEB・電話にて予約承ります**  
お電話の振替状況によりつながりにくい場合がございます。

最もこだわった材料は「水」。  
だから、どこにもまねがでないおいしさを生みだしました。  
1種類の高級食パンのみで勝負する「銀座に志かわ 小田原店」がオープンしました。

銀座に志かわ 小田原店  
250-0011 神奈川県小田原市栄町1-16-30  
**TEL 0465-24-1119**  
営業時間 10:00～18:00（売り切れ次第終了）  
※ご予約はお電話、ホームページにて承ります。

2022年 **新年会・歓送迎会**

**お料理 4,400円～** (税込)

ご予算に応じて承ります。

**2時間ドリンク飲み放題!**

- ・瓶ビール・焼酎(辛・麦)
- ・日本酒(熱燗・常温)
- ・ウイスキー
- ・ソフトドリンク

**「共通」ご予約特典 温泉入浴サービス**

※ご人数により会場は異なります。ご了承くださいませ。※ご利用には事前のご予約が必要となります。※写真とイラストはイメージです。

**ホテル城山** ご予約・お問合せ 受付時間: 9:00～18:00  
0570-038-489  
〒259-0305 神奈川県足柄下郡河原町城山 207

10名様以上のグループ・団体様にお届けする **2021年10月25日～2022年3月31日**

**宴会プラン**

**料金** 平日 1室4名様利用 一泊二食 **17,200円** (お一人様) (サービス料・諸税込)

5名様1室利用時 お一人様1,100円引き 3名様1室利用時 お一人様1,100円増し  
(ご宿泊料金は各部屋ごとにご利用人数で算出となります)  
(除外日 土曜日・祝前日・12/24～1/7・2/11・休館日)

**特典**

- ◆宴会場は密にならないように席の間隔をあけてゆったりとしたスペースをご用意◆
- ◆オリジナルラベルの日本酒(720ml)を10名様毎に1本サービス◆
- ◆ホテル南風荘売店で利用できるお土産10%OFF券◆

**==オプションのご案内==**

- ◆宴会時飲み放題(120分) お一人様3,300円 ◆宴会時お座敷天ぷら お一人様1,650円
- ◆宴会時カラオケ(120分) 一会場11,000円 ◆芸者/きりぎりす/コンパニオン(1名120分) 20,900円
- ◆カラオケBOX(60分) 一会場5,000円(20時まで2,000円引き)

※飲み放題・お座敷天ぷらはグループ単位での申込みとなります。※芸者・きりぎりす・コンパニオンは2名以上のお手配となります。※カラオケなどには限りなくご利用いただけます。※お取りできない場合がございます。

ご予約・お問い合わせはこちら  
TEL 0460-65-5505  
FAX 0460-65-5944  
MAIL: yoyaku@nanpuso.co.jp

**ホテル南風荘** 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋179